

岩手県医療局告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿直業務の範囲内のものに限る。）を平成23年4月1日次のとおり委託した。

平成23年7月12日

岩手県医療局長 遠藤達雄

県立病院等の名称	受託者	
	住所	名称
岩手県立二戸病院	盛岡市盛岡駅前通15番20号	エーワメディック株式会社